

## 富山家庭裁判所委員会（第15回）議事概要

### 1 開催日時

平成22年7月7日（水）午後2時から午後4時まで

### 2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者（五十音順，敬称略）

#### 【委員】

佐々木外志，柴田秀樹，竹中理比古，本多利光，前澤 功，三谷順子，宮嶋  
潔

#### 【事務担当者】

荒金首席家裁調査官，田村次席家裁調査官，青木首席書記官，河合事務局次長，  
判治総務課長，笠松地裁総務課課長補佐，田中地裁庶務係長

### 4 進行次第

(1) 新任委員の紹介，新任委員のあいさつ

(2) 委員長あいさつ

(3) 議事

ア テーマ「少年保護事件の被害者配慮制度について」の説明

(ア) 少年審判手続について

a 家庭裁判所が取り扱う少年事件

b 少年審判の流れ

(イ) 少年保護事件における被害者配慮制度の概要

a 少年保護事件記録の閲覧・コピー

b 心情や意見の陳述

c 審判の傍聴

d 審判状況の説明

- e 審判結果等の通知
  - f 審判傍聴制度の実施状況等
  - (ウ) 審判傍聴制度における調査官関与
    - a 少年保護事件における審判傍聴制度
    - b 審判傍聴はどのようにおこなわれるか
    - c 審判傍聴と被害者調査等
  - イ 少年審判廷及び調査室の見学
  - ウ 質疑応答及び意見交換
- 別紙のとおり
- (4) 次回開催期日
- 平成22年12月1日(水)午後1時30分

以 上

(別 紙)

質疑応答及び意見交換 (■委員長 □委員 ▲事務担当者)

## 1 質疑応答

- 少年院の矯正教育とは具体的にどのような内容なのか。また、清掃活動は、少年の更生にどのような効果があるのか。
- 少年院の矯正教育については、少年院に配置されている専門職員により、集団生活を通じて少年に規律を身に付けさせ、自身が犯した非行について反省を促す働きかけを行ったり、就職の際に役立つ技能を身に付けさせることで、再び非行を犯さないような教育を施すことを目的としている。
- 少年院は、少年の年齢に応じ、初等少年院、中等少年院、特別少年院に分かれており、例えば、中学生くらいの少年は、初等少年院において中学生の教育課程を施し、少年に規則正しい生活を送らせることを主たる目標としている。少年は、このような施設で1年程度の時間をかけ、段階ごとの目標を決め矯正教育を受けることになっている。また、比較的短期間の矯正教育によって改善が見込める少年を対象とした短期処遇課程の少年院もある。
- ▲ 清掃活動は、少年がルール違反を犯したことで社会に掛けた迷惑を、清掃という形で償い、社会奉仕活動によって社会に還元させるという意味で、保護者にも提案して実施しており、自転車等の占有離脱物横領のような被害者が不特定な非行事案の少年を主な対象としている。なお、傷害等の事案では、人の痛みを理解させる意味で、特養施設や障害者施設等でのボランティア活動を実施している。また、窃盗のうち万引事案では、万引き被害を考える教室を開催し、コンビニエンスストアやスーパーの店長を外部講師に招いて、少年と保護者に対して万引き被害の講義を行ってもらっている。
- 少年の中には、親子関係の問題を抱えている者もいる。清掃活動は親子で一緒に行うことが多いため、共同作業を通じてコミュニケーションをとることで、親子関係の改善を図るという狙いもある。

- 少年院送致は、どのような事案のときになされる決定なのか。また、富山県における少年院送致決定の件数は、年間何件程度あるのか。
- 少年事件では、非行事実の大小よりも、少年の矯正の必要性が問題であって、少年院で矯正教育を受けさせる必要があるかどうかが大きき要素となる。重大な非行でも、少年を保護観察官や保護司の指導監督下に置くことで更生が十分期待できるのであれば保護観察決定を選択することもあるが、それでも再非行を犯してしまった場合には、重大な非行でなくても少年院に送致する例が多い。富山県内の少年院送致件数は、年間20件程度である。
- 少年保護事件の決定に対する不服申立ての流れについて教えていただきたい。また、現実に不服申立てはあるのか。
- 保護観察決定、児童自立支援施設等送致決定及び少年院送致決定に対して不服がある場合、少年や保護者等は、2週間以内に高等裁判所に抗告申立てを行うことができる。高等裁判所は、決定に影響を及ぼす法令違反がある、事実認定に著しい誤りがある、処分が著しく不当であると判断した場合には、原決定を取り消すが、そのような事例は非常に少ない。また、抗告裁判所のした決定になお不服がある場合は、最高裁判所に再抗告を申し立てることができるが、最高裁で決定が見直される事例も、年に1件あるかないかという程度である。
- 抗告の申立件数は地域によって非常に差があるが、富山県では、平成22年度における抗告申立ては、本日現在なされていない。
- 被害者傍聴申出の形式的要件は満たしているが、結果として申出を却下するのはどのようなケースなのか。
- 富山家裁管内ではまだ実例がないため仮定の話になるが、事前に家裁調査官が被害者側と面接調査した際の様子から、被害者や遺族が、少年審判廷において、少年に対し何らかの危害を加える可能性があるとは判断できる場合は、傍聴を認めないこともあり得る。
- 審判期日において、被害者が少年の面前で過度に批判、非難したような場合

の、少年に与える影響も考慮した対応策は考えられているのか。

□ そのような事態に対しては、審判をいったん休廷し、被害者の感情が落ち着くのを待ってから審判を再開し、意見陳述をさせる、あるいは、意見陳述は、被害者が少年ではなく裁判所に対して行うものであることから、少年を外した場で実施する方法に切り替えることもある。他庁の例を聞く限り、家裁調査官や被害者支援団体の方の働きかけにより、審判廷では問題なく意見陳述が行われているようである。

▲ 被害者傍聴制度対象事件は、原則として全件について、家裁調査官が被害者に対する事前調査を行う運用になっている。

□ 少年審判廷を見学した際、傍聴席が少年席の真後ろにあって、被害者が少年に対して容易に手を伸ばすことができ、距離が近いと感じた。被害者が、別室のモニターなどを通して審判を傍聴できるような措置を講じている例はあるのか。

□ 少年席と傍聴席との間に長いすを1つ設置して距離を置くようにしたり、別の広い法廷等を審判廷とすることで、傍聴人が少年に危害を加えられない方法を考えている。なお、被害者傍聴制度の導入を検討する過程では、被害者が傍聴することで、少年が萎縮して自由に発言できなくなったり、被害者から危害を加えられる等の可能性があることから、被害者は別室のモニターで傍聴させた方がよいという意見もあったが、結果的にその意見は採用されなかったという経緯がある。

□ 被害者待合室には、壁に絵画が掛けられていたが、窓は一面磨りガラスで、非常に閉塞的な空間に感じた。磨りガラスになっているのは何か理由があるのか。

□ 当庁では、被害者待合室が公道に面しており、公道から見られたり、カメラ撮影されないことを考慮している。

□ 被害者に対し、被害者配慮制度の存在をいつ教えているのか。

- 検察庁では、通常刑事事件であれば、捜査段階で被害者参加制度の説明を行うと同時にリーフレットを被害者に渡し、要望があれば参加手続を取っている。しかし、少年審判は少年法の改正を経た現在も非公開が原則のため、説明の仕方も難しい側面があり、刑事事件と同様な説明は行っていないのが実情である。
- 家庭裁判所では、被害者傍聴制度対象事件以外の一定の事件についても、家裁調査官が被害者調査を行っており、被害者に対する照会書送付の際にリーフレットを同封し、制度の情報提供を行っている。それによって被害者から要望があれば、内容に応じた対応ができるようにしている。
- 犯罪被害者の経済的、精神的な救済を担当する機関はどこなのか。
- 犯罪被害者の救済制度は発展途上段階にあり、経済的、精神的な救済を一つの機関で担当する仕組みにはなっておらず、各種救済制度をその時々において各種機関で利用してもらうのが現状である。現段階では、被害が発生した早い段階から、犯罪被害者などで構成されているボランティア団体が、被害者に対して各種制度を紹介する形でサポートする活動が行われている。
- 通常刑事事件であれば、被告人に有罪判決が科されることで、被害者も一定程度の精神的救済はなされるのではないかと思うが、少年保護事件は刑罰を科すことを目的としていないため、被害者の精神的救済という観点では非常に難しい問題と認識している。
- 被害者に対する審判状況の説明はどのように行われるのか。
- ▲ 申出書面を家庭裁判所に提出していただき、原則として少年保護事件に立ち会った担当書記官が説明を行っている。

## 2 意見交換

- 家裁調査官の被害者調査の対象となっていない事件の被害者に対しても、今後、少年保護事件記録の閲覧・謄写、審判状況の説明、審判結果の通知についての広報を行っていく必要があるのではないか。
- 被害感情が強ければ、被害者はおのずと被害者配慮制度を探すことになるの

ではないか。広く広報を行うという性質の制度ではない気がする。

- 何をどうすればよいか分からない被害者が制度を知るためにも、裁判所は、リーフレットを適切に広報し、有効に活用されるようにしていただきたい。
- ▲ 委員に事前配布したリーフレットは、最高裁判所のホームページに、少年保護事件の手続説明等とともに掲載されているほか、少年保護関係機関その他の備え置きが望ましいと思われる関係機関に配布して情報提供を行っている。
- 現在、教育現場では、仕事の現場で体験学習を行ったり、働く社会人から講義を受けたりなど、社会の仕組みを学ぶ機会が増えているが、裁判所の職員が教育現場に赴いて講義を行うことで、子どもに加害者と被害者の立場や権利等を学んでもらう機会を設けることができるのではないか。
- 審判廷を見学した際、法壇にはなっていないものの、それでも少年と保護者の席より、裁判官席の目線が高く、見下ろすようになっていることに違和感を感じた。また、書記官席等の後ろに被害者傍聴人席を設置することで、傍聴人も少年を横から見ることができ、少年も後ろから見られているという圧迫感を抱くことなく審判に臨めるのではないか。
- 通常、刑事事件の被害者参加人は、検察官の隣に座り、意見陳述以外に、被害者参加人自身が被告人質問や求刑を行うこともできる。本日見学した少年審判廷は、従来の非公開を前提とした構造になっているので、実際に被害者傍聴を行う場合には、色々な配慮が必要になってくるのではないかと考える。